

第11回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成20年6月5日(木) 14:00~15:35
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか
(厚生労働省) 宮島総括審議官
(社会保険庁) 坂野長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長
北村統括管理官 鈴木運営部企画課長 松岡社会保険庁運営部医療保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他

5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまより第11回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行います。本日は、厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続き、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況などのご説明をいただくとともに、当委員会において宿題となっていた事項についてもご回答いただき、その後、質疑応答をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【鈴木企画課長】 それでは、早速ご説明させていただきます。

お手元の資料のうち1から3までについて、私、企画課長のほうからご説明をさせていただきます。

早速、資料1ですけれども、「統合等に係る作業の主な進捗状況」ということで、これは従来より定期的に進捗状況をご報告しているものでございます。

全体の進捗状況は割愛いたしまして、個別事項で特記すべき事項ですが、(1)「ねんきん特別便」の送付の②、③にございますように、3月までに送付した方々以外のすべての年金受給者3,400万人の方に、5月末までに特別便の送付を完了しております。今月以降は、残るすべての現役加入者約6,200万人に送付を開始いたす予定です。

そして、特別便を受けた、(2)相談・広報関係ですけれども、来訪相談の増加に対応す

するため、土日・祝日の全国の社会保険事務所の相談対応日を拡充しております。

また、対応要員につきましても、都道府県の境域を超えた全国的な応援体制を展開し、主として首都圏の相談が集中する事務所への支援に回るといった体制を展開しているところです。あわせて、特別便の専用ダイヤル、コールセンターですけれども、これも需要増に対応し、1,430席まで拡充をしているということです。その他、従来より、市町村、社労士会、その他関係団体との協力連携につきましては、引き続きこれを展開しているということです。

(3)で、いわゆる1,466万件、マイクロフィルムに入っておりました記録につきまして、これをデジタル化して入力した後、名寄せをし、記録が結びつく方を探し出す作業、そして、お知らせを送る作業というものをやっまいりましたけれども、予定どおり、5月末までに約70万人の方にお知らせを送付いたしております。その他、台帳の突き合わせにつきましては、5月から国民年金の特殊台帳の突き合わせを実施しているということです。

要点は以上で、続くA3の資料につきまして、いつもと同じように4枚ほどつけてありますが、これはまたお目通しを願えればというふうに思っております。

続きまして、資料2です。「『ねんきん特別便』について」ということですが、おあけいただきまして、1ページですが、従来からごらんいただいておりますような特別便の状況です。これは、先般、5月26日の関係閣僚会議に提出いたしました取りまとめの状況でして、若干、時点が古くなって恐縮ですけれども、4月28日現在の状況をまとめたものです。先ほどお話を申し上げましたように、3月までに名寄せした方々すべてに特別便の送付を終えており、一番左の欄にありますように、受給者300万人、加入者730万人についてお送りいたしました。

回答等の状況ですが、右の欄に移っていただき、まず、未到達の方々、この方々は従来からご報告申し上げておりますが、やはり現役の加入者の方々は、一定程度、未到達というのがどうしても出てきており、これの住所調査その他を今進めて、再送の段取りをとっているところでございます。

回答の状況ですが、一番下の真ん中あたりの欄にありますように、まず、年金受給者ですが、年金受給者の方の回答率につきましては、4月末段階で7割を超えている状況です。おくれて実施しております現役加入者の分につきましても4割に到達しているということです。

回答の内容ですけれども、従来から大きな傾向的な変化はありません。受給者の方々については、やはり、回答をいただいた方々の7割ぐらいは「訂正なし」という回答をいただいておりますし、逆に、現役加入者の方々も、7割が「訂正あり」という回答をいただいております。これはやはり、ご記憶が新しいこと、期間が新しいことなどを反映いたしまして、加入者の方々も、大体、私どもの想定どおりのご回答をいただいておりますが、受給者の方々には依然「訂正なし」という回答が多いものですから、いわゆる、入念照会、その他をきちんとやり遂げていくことになるだろうというふうに思っているところでございます。

2ページでございます。4月、5月で、先ほど申し上げました年金受給者の全員の方々、約3,400万人ですが、特別便をお送りいたしまして、これを完了いたしました。詳しい内訳は上の表のとおりでございます。回答状況につきましては、まだ送付を完了したばかりで、順次、取りまとめをやっておりますが、4月30日現在で受け付けが427万件ということで、その時点での回答率が約4割、37%ということでございます。ちなみに、これは4月28日までの発送件数に対する割合ということでございます。

回答内容につきましては、これは逐一、確認をしていく作業がこれからですけれども、「もれ、間違いがない」という回答があったものが93%ということで、これは想定どおりかなと思っております。「もれ、間違いがある」というふうにご回答いただいた方も5%程度いらっしゃいますけれども、その方々が、まずそういうお答えをいただいたということで、本当に「もれ・間違い」があるかどうかというのを、これからきちんと精査をして、万が一、そういったものがあつたものについては統合なり訂正に結びつけていくということと承知しております。

続きまして、3ページからが入念照会の状況です。これは従来から定期的にご報告申し上げますので詳細は割愛させていただきますけれども、順次、作業を進めているということです。記録確認の結果も、2番にございますが、やはり、確認をしてみると、「訂正なし」とご回答いただいた方の8割ぐらいは、「私の記録かもしれません」ということをおっしゃっているということで、いずれにしても、3月までにお送りした受給者の方々が入念照会というのは、予定どおりきちんと実施をするというのが基本かなというふうに思っております。

4ページ、5ページはその関連の資料でございますので割愛をさせていただきます。

6ページです。先ほど申し上げましたように、回答状況、受給者につきましては、3月

までのものにつきまして回答状況7割を超えております。現在も回答率は上がってきていると思っておりますが、やはり、回答をいただいていない方に、そろそろきちんと回答のお願いをしていくという取り組みが大事になってまいるといことで、ここにごらんいただきますような、「回答のお願い」のはがきを送付いたしております。下の左にございますように、4月30日と5月2日にこういった形で送付いたしました。

今後の予定といたしまして、4月30日、5月2日は2月までに送付した方の未回答分でございますので、3月に送付した方々の未回答分につきまして、今月の16日、それから19日におなじような「回答のお願い」を送付して未回答の対策を進めてまいりたいというふうに思っているところです。

7ページです。これはまたちょっと話題が変わりますが、ご相談においでいただきまして、実際に窓口で年金の記録統合に結びついた方々、逐次出てきていらっしゃるわけですが、大臣のご指示もあり、その段階でどのくらい年金が増えるのかということをごきちんとおわかりいただくことも非常に大事ではないか。また、それを通じて、自分の年金はこういうふうに見つかったということ、言葉は何ですが、ロコミという形で成果が伝わっていくことも1つ、大事なこともかもしれないということをご指示をいただき、ごらんのような仮計算書というものを5月1日からご本人に窓口で交付いたしております。ポイントは、あくまで見込試算でございますが、どのくらい今回の記録統合でご本人の年金額が上がるのかということをご試算いたしますのと、あわせて、年金受給者の方ですと、再裁定の申出書を出していただくという段取りになるということでございます。様式はごらんのとおりでございます。

先に進ませていただき恐縮ですが、8ページ以降は、先ほどちょっとご紹介申し上げました相談体制の充実ということでございます。先ほどごらんいただきましたように、5月までに3,400万人のすべての受給者に特別便を送付いたしました。これは、数としてはそれなりの数がございますので、6月の前半、ちょうど今ごろですが、相談の1つの山を迎えるのではないかと。これに万全に対応しなければならないということ、私ども、従来から対策をとってきたわけでございます。そのご報告です。

1つは、適時の広報ということ、1の①にございますように、やはり、集中をいたしますけれども、これは決して慌てることはないもので、例えば、6月半ば以降に順次来訪していただくと落ち着いてご相談ができますということについて広報をいたしております。②もございますけれども、基本的に新聞等を活用いたしました記事下、突き出しというこ

とで、こういったお知らせをしているところでございます。

それにあわせまして窓口の対応力の強化ということで、2番目です。1点目は休日の相談、これにつきましては、6月につきましても基本的に土日の相談は全部オープンにするということを発表いたしまして、現在、その体制をとって展開しているところでございます。

それから、2番目に、やはり、首都圏を中心といたします一部事務所でどうしても混雑が起きることがありますので、この緩和対策をきちんとやっていくということです。1つは、混雑状況をお客様にきちんとお知らせをするということで、わざわざ混んでいるところに行きたくないということでありましたら、それを避けていかれるようないろいろな工夫を窓口の表示でしていくというのが1点目です。

それから、そうは申しましても、実際に混んでしまった場合にきちんと対応しなければなりませんので、これは当たり前のことですが、1つは、その事務所の総力を挙げて相談に対応する体制をきちんととるということ。それから、相談の業務プロセスの中で、後に回せるような仕事がありましたら、それは後に回して、とにかくお客様に対応することを最優先でやるということ。具体的には(注)に書いたようなことでございますが、このあたりを、基本でございますが、徹底をして効率化を図ったということです。

それから、やはり、首都圏を中心として、現有のマンパワーでは対応できないところもありますので、全国的な応援体制をとろうということで、主として地方部の事務局のほうから首都圏の事務局に都道府県域を超えて相談要員を送る、支援体制を展開するというところで、今週の初めから、実際に一時的に人を動かしているということでございます。

次に9ページです。あわせまして、いろいろなところのご協力をいただいて窓口を拡充するというところで、1つは、市町村にお願いをいたしまして窓口の対応を強化していただいております。特に主要市町村につきましては、私どもがウィンドウ・マシンをご提供申し上げて、そこでさらに充実した相談に対応していただけるようにしております。78市町村で実施しておりますが、これを今月末までに200市町村に拡大していく予定です。

②ですが、特に事務所の混雑しているところの周辺の市町村につきましては、市町村庁舎におきます臨時の巡回相談、こういったこともできるように協力を要請しており、6月の末には420市町村で実施ができるという状態に持っていきたいと思っております。

それから、③ですが、従来からお願いしております社労士の先生方のご協力、これを市町村等で年金相談に対応できるようにお願いしているということでございます。

それから、電話相談につきましては先ほどご報告をしたとおりでございます。

最後の5点目ですけれども、「ねんきん特別便」の5月までの送付の中で、特に5月の最終週あたりにお送りした中には、障害年金にかかる部分の特別便もございましたので、これにきちんと丁寧に対応していかなければならないということで、障害年金の受給者の方で対象となった方につきましては、団体のご協力を得まして地域ごとの説明会を実施する。それから、個別相談についてきちんとフォローできるような体制をとるということで徹底を図っているということでございます。

続く10ページ、11ページは関係の市区町村、社労士の資料でございますのでごらんいただきたいと思っております。

12ページですが、特別便の円滑化推進会議ということで、4月、5月と、これから始まります6月から10月の特別便、これは、ある意味、全国民お一人一人に配る特別便ですので、必ずこの内容をご確認いただきご回答いただくことが非常に重要になってまいります。しかしながら、お一人一人に個別の対応というのは、物量もあってなかなかとれませんので、基本的には、いろいろな関係団体のご協力を幅広くいただいて、一種、国民運動のような形で、この記録の確認、特別便の確認、回答をやっていかなければならないということで、その取り組みの一環といたしまして、受給者の特別便と加入者の特別便、それぞれにつきまして円滑化推進会議を設けて開催しているところでございます。

受給者の分につきましては、去る4月25日に大臣臨席のもとで、関係者の方々にお集まりをいただき、協力体制をとっていただく旨の打ち合わせをしたところです。お集まりをいただきましたメンバーにつきましては、次の13ページに挙がっておりますけれども、基本的には、受給者につきまして、ご高齢の方、あるいは障害をお持ちの方が多いので、それぞれの担当の所管の団体を丁寧に網羅して、幅広いご協力をいただくような体制をつくり上げたということです。

同じような話で、14ページですけれども、今月からいよいよ全員の現役加入者の方々への特別便が始まるわけですので、この関係につきましても、経済団体、あるいは各種業界団体のご協力を得て、それぞれ確認を運動として展開していくことが必要であろうと思っております。この関係も、去る5月21日に同じように推進会議を開催して体制を整えたところでございます。

そのメンバーにつきましては、続く15ページにございますが、ごらんのような経済界、労働組合、その他、関係の団体にお集まりをいただいて体制をとったということでござい

ます。

この円滑化推進会議につきましては、中央でこういう取り組みをしておりますけれども、同じく、47都道府県すべてに、これは受給者、加入者を分けておりませんで、1つにまとめておりますけれども、地方版の円滑化推進会議を設置して展開していくということでございます。あと1県、設置ができておりませんが、近々、すべての都道府県で設置できるという見込でございます。

私ども、やれることは何でもやっつけていこうということで、次の16ページですが、当然のことですが、政府を挙げてということで、ただいま申し上げました特別便の確認について、各府省にご協力の依頼を申し上げます。これは去る5月26日の関係閣僚会議でも舩添大臣から関係閣僚、全閣僚にご要請をいたしましたのと、事務次官以下、それぞれのチャンネルを通じて各府省に徹底をお願いしているところでございます。具体的にやっていただきます内容としては、各府省のそれぞれの広報、自身はもちろんですが、それぞれ、やはり所管の団体、あるいは業界をお持ちですので、そのルートを通じていろいろな広報を展開していただきたいということで、この(1)から(8)に並んでおりますようなことについて、個別のご協力を要請したところです。

その一環といたしまして、まず、隗より始めよということで、17ページですが、厚生労働省自身が大臣のもとに行動計画をつくり、確認等の推進を図っているところです。内容は簡単に済ませたいと思いますが、先ほどの受給者の確認の推進ということでは、申し上げましたように、社会福祉・高齢者関係団体、介護・医療関係団体、障害者関係団体、こういったものを通じまして、周知・広報を図る。それから、(2)にありますように、それぞれの地域社会においてネットワークがありますので、高齢者、障害者の方々に周知、呼びかけをそういったものを通じてしていただくという活動を展開いたしております。

特に障害者の方々につきましては、一番下にありますように、視覚とか聴覚、知的障害、それぞれの障害をお持ちですのできめ細かな対応が必要だということで、団体のご協力を得てそういった展開をさせていただいておりますし、18ページの上のほうの③にありますように、施設に入所していらっしゃる方々もいらっしゃいますので、そういう方々については施設の関係団体を通じて周知・広報をしていただくということでございます。

それから、それに応じた説明会、相談会もこういった関係の団体、あるいは地域のネットワークを通じて丁寧にやっつけていこうということで今、展開を図っているところです。以上が受給者でございます。

加入者につきましても、先ほど申し上げましたような推進協議会をはじめとした周知・広報の展開を図っているということです。先ほどご報告申し上げましたように、一番下ですが、都道府県ごとに円滑化推進会議を設置して展開していくということでございます。

続いて19ページから21ページまでは、いろいろなところで広報に載せていただけるという場合に、私どもがご提供申し上げているさまざまな広報内容の一例を挙げさせていただいております。こういったものを基本にして、それぞれのニーズに合わせて、それぞれの広報の中身を提供させていただいているということでございまして、ごらんいただければと思います。

残り22ページですけれども、今月下旬からいよいよ現役の加入者の方々、6,200万人への送付が始まるわけですけれども、サラリーマンの方々、年金の用語で申しますと「第2号被保険者」の方ですけれども、この方々には、基本的に、できる限り事業主、会社のほうを通じて配付・回収にご協力をいただこうということで展開してまいりたいということをご報告申し上げておりましたけれども、その結果がまとまっております。下の表にありますように、基本的に、全国161万、これは大企業から小企業まで、全部網羅してこれからの数の適用事業所がございすけれども、ご協力をいただきましたのが36万事業所です。これを被保険者の頭数ベースで直しますと、やはり大企業にご協力をいただくのが多かったのです、下から2段目、全体で56%程度の方々がカバーできるようなご協力がいただけたと思っております。もちろん、これは全部ではありませんで、やはり、大企業でも社員の異動の激しい業種、中小の企業も異動が激しいこともさることながら、そういったところのご負担などもありまして、一定程度、やはり社会保険庁のほうから直送してほしいということもあったわけですが、全体として呼びかけて、かなりの程度のご協力を得られたのではないかと思っております。今後、これをもとに的確に配付・回収をしてまいりたいと思っております。

そういうことで、一番最後の23ページですが、これが6月から10月までの特別便の発送スケジュールで、現在見渡せる限りにおいて、それぞれの発送のグループごとに分けてみたものです。今、申し上げました第2号被保険者、これが本人に直接お送りする分と、今、申し上げました事業主を経由する分とございます。直送分がピンクの矢印、経由分が緑の矢印です。このほか、共済組合を経由して渡す分、船舶の所有者を経由して渡す分がありますのと、それから、当然、現役というのは、2号だけではなくて1号、3号もありますので、一番下の赤い矢印、こういうことで10月までにすべて6,200万件につき

まして、送付を予定どおり終わらせたいというふうに思っているところでございます。

以上が特別便に関するご報告でございます。

続きまして、資料3です。『今後解明を進める記録等』の解明作業の状況等」でございます。

1 ページですが、解明の工程につきましては、従来から作業内容をご報告いたしておりますけれども、その進捗状況といたしまして、まず、1 点目、漢字カナ変換が行われた記録の漢字氏名の収録作業ということで、これはフリガナを不正確に振ってしまったために名寄せに当たらないのではないかとと思われるものについて、払出簿等に当たりまして正確な氏名を収録いたしまして名寄せ作業をするという工程でございます。これにつきまして、(2)にありますように、ほぼすべてについて確認収録が終了いたしました。今後、基礎年金番号と突き合わせをいたしまして、持ち主の可能性のある記録につきまして、7月を目途にお知らせを送付して統合に結びつけていきたいと思っております。

2 番目が住民基本台帳ネットワークによる調査ということで、これは住基ネットのデータとこの基礎年金番号を有していない方々のデータをぶつけまして、基本的に、これは基礎年金番号のもとでは管理されていないけれども、今現在、日本で生活しておられる方はこれでわかるだろうということでやっている作業でございます。これについては、6月までを目途に予定どおり調査してまいりたいと思っております。この調査の結果、結びつくと思われる方につきましては、年金受給要件を満たしていると考えられる方につきまして、6月、今月でございますが、記録のお知らせを送付したいと思っております。

3 点目、いわゆる、旧姓をお持ちの方につきまして、お申出をいただき、今の姓と結びつけて記録の統合を進めようという活動をいたしておりましたが、これにつきましても、旧姓の申出キャンペーンをして、その結果、挙がってきました履歴、それから、現在、特別便のご回答をいただく中で、旧姓をお持ちの方は旧姓を書きいただくということもやっておりますので、それでデータベースがどんどん積み重なっていくわけで、これをコンピュータ上の操作をいたしまして結びつけの作業をするということをやっておりますが、これにつきましても予定どおり進めているということでございます。

次の2 ページ以降は、今、申し上げました大きな3 項目について、それぞれの中身です。2 ページにつきましては、順序が逆になって恐縮ですが、1 点目の漢字カナ変換の問題と住基ネットの突き合わせの問題、それぞれにつきまして、ごらんのような送付時期で、それぞれヒットした方についてお送りする予定にしております。

お送りする内容につきましては、次の3ページ以降、3ページから7ページまでの中身につきましてお送りするという事です。これは具体的に記録が見つかっておりますので、その記録についてお送りしてご本人のものかどうかを確認していただくという手順を踏んでまいるといことです。

お送りする封筒ですけれども、8ページにありますように、クリーム色の封筒で、ごらんのような表示をした上で送るとい予定をしております。

それから、先に進みまして、9ページですが、3点目に申しあげました旧姓の履歴の取り組みでございますが、ご案内のように、2月、3月を申出集中キャンペーンといこととて実施してまいりました。結果につきまして、右下の折れ線グラフにございますように、一定程度の成果が上がったのかなと思っております。このグラフをごらんいただきますと、去年の6月、7月が非常に高い数値を示しておりますが、これはご案内のように、年金記録問題の始まりの頃の、大変全国の事務所があふれ返ったところの数値ですので、これはちょっと参考数値としておいていただくといしまして、2月、3月はそれなりの成果が上がったのではないかと思っております。これにつきまして、引き続き、先ほど申しあげましたように、特別便の回答とい形で旧姓のデータをいただいておりますので、こういったものを活用して統合を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

10ページですが、統合の記録数の現時点での状況のご報告です。ここにございますように、いわゆる5,000万件の未統合記録があるといのが一番左上の18年6月1日現在の数字でしたが、いろいろな取り組みの結果、だんだん統合を増やしているといことで、統合済み件数につきまして、下の段にありますように、この4月末現在で541万件まで統合が進んでいるといことで、残る未統合の記録数が一番上にありますような形になっております。

ここ二、三カ月の状況を見ますと、やはり、いろいろな取り組みが進んでおりまして、統合の件数自体もペースがだんだん上がってきていると思っております。2月から3月にかけては、プラスで51万8,000件、3月から4月にかけては73万件といことでだんだんペースが上がってきておりますので、こういったペースを、より高めていって加速的に統合を進めていかればと思っております。

この関係で、最後のご報告ですが、11ページからです。冒頭、総括の部分でご報告いたしましたように、マイクロフィルムに入っております古い記録である1,466万件の記録、これにつきましては、このマイクロフィルムから転記作業を実施し、氏名、性別、

生年月日につきまして転記をし、それでコンピュータにデータ化して突き合わせの作業をし、持ち主を見つけて、それのお知らせをお送りするという作業の手順でございましたが、これを5月中にお送りするというのが決められた予定でした。これは、真ん中あたりでございますように、予定どおり5月29日に全体でヒットいたしました約70万件、正確に申しますと68万件余りですが、その方々にお送りいたしております。

お送りいたしました内容につきましては12ページ以降でございますので、ごらんいただきたいと思いますが、こういったものをお送りした上で、これは非常に古い記録であり、ご本人もご高齢でございますので、連絡先を書いていただきまして、それぞれ、社会保険事務所のほうからご本人に連絡をさせていただいて具体的な統合の作業を進めていくという手順で、これは、送った後、約1カ月ほどのインターバルが必要かなと思っておりますので、それから社会保険事務所からの連絡をとる作業が始まるということです。

ちょっと長くなって恐縮でございましたが、資料1から3までについては以上でございます。

【松岡医療保険課長】 それでは、資料4の「指摘事項に対する回答等」についてご説明したいと思います。

この中で、1ページをお開きいただきたいと思います。標準報酬月額の変額に関する調査報告についてです。まず1点目ですが、あっせん事案の調査後の取り扱いについてです。第三者委員会からあっせんがあった事案で、同一事業所に勤務し、同一時期に申立人と同様の処理が行われている従業員の対応については、お知らせを行いまして、被保険者期間の照会申出書を提出していただき、この申立人と同様の事案であることが確認できれば必要な記録訂正を行う対応を検討・実施することといたしたいと考えております。また、記録訂正の方法につきましては、第三者委員会などと協議の上、策定したいと考えております。

2つ目ですが、アクセスログの確認によって事案に関与した職員を特定できないかという点でございます。平成16年度より職員等の個人ごとに使用する磁気カードが特定されましたが、それ以前におきましては、職員等が日々異なる磁気カードの払出しを受けて入力処理を行っておりまして、その払出状況につきましては、磁気カード配付整理簿を作成して管理しておりました。しかしながら、その管理状況につきましては形骸化しておりまして、仮にジャーナルデータの編集によってアクセスログを確認できたとしても、その利用状況が確認できず、入力者を特定することは困難であると考えております。また、

この標準報酬月額の入力処理は、適用担当課の職員が行いますので、仮にその特定が可能であったといたしましても、この滞納保険料との関係で関与した疑いがある徴収担当職員を特定することは困難であると考えております。

次の2ページであります。標準報酬月額の遡及改訂と滞納額の関係について、職員にしか知り得ないことではないか。それについて誘導があったのではないかという点についてでございます。この保険料額の計算等につきましては、社会保険の知識を有する方で、被保険者個々人の具体的な標準報酬月額を知り得る方でありましたら、この保険料額の差額を算出することは可能であると考えておりますが、職員による誘導があったかどうかは、個別の事案の事実関係を調べる必要があると考えております。いずれにしても、ご指摘の事案は、事業主からの情報提供も活用しながら、今後ともその内容について調査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【中野所長】 引き続きまして、資料の3ページでございます。「ねんきん特別便」の回答等にかかる、その後の事務処理についての資料です。3ページの図をごらんいただきまして、左側に受給者・被保険者という箱がございます。そちらの中に「ねんきん特別便」、確認はがき等々のものが記載されており、社会保険業務センターのほうに郵便物として文書が戻ってまいります。これらについて、開封・分類業務委託という右側の箱をごらんいただきたいと思っております。中身の確認はがき、あるいは照会票などについて、それを開封し、その書類ごとに分類をする作業があります。この郵便物には受給者、被保険者の方からさまざまな付加的なものが同封されてくるケースが少なからずございます。そういったもの、それから、欄外等にさまざまなご質問事項などを記載されてお返しになってこられる方などもあり、そうしたものを見ながら分類をし、こうした種類分けをするという作業があります。

それが終わりますと、次の2つ目、2の仕分け・データによる業務委託という部分に回ってまいります。こちらでは、確認はがきにつきましては、訂正あり、なしを読んで区分をいたします。それから、照会票につきましては記載内容の点検を行います。確認はがきについてもさまざまな記載があり、実質的に照会になっているようなケースもありますので、そういう内容の仕分けを行います。それに応じて、今後、窓口装置で社会保険事務所の側でご回答があったというような状況が確認できるように、これをコンピュータ入力する必要があります。これはこの委託業務の中で磁気テープを作成いたします。下の①、②、

③といった種類の磁気テープをつくり、この磁気テープから社会保険オンラインシステムのほうに処理結果を収録することになるわけでございます。

この中で、記録の訂正があるという方のものにつきましては、右の3の記録整備業務委託のほうに回ってまいります。こちらは照会票などに基づきまして記録の調査、整備などを実施いたします。主な流れですが、受付登録をいたしまして、記録の中身の審査をし、その審査結果に基づき記録の統合などの補正入力をいたします。その補正入力をした後に回答作成、統合しましたという形の新しい被保険者記録を照会回答票という形で打ち出し、これをご本人に、下に矢印がありますが、回答としてお送りするということとなります。

その間、必要に応じて、被保険者、あるいは社会保険事務所等々に照会などもかけながら作業を進めていくということになるわけでございます。これら、大きく3つの区分に分けて業務委託をしながら、今、回答などの処理を行っているところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。3月までに実施いたしました、いわゆる、名寄せ便の処理のプロセスにつきまして1枚にまとめた資料でございます。5ページに3月に当委員会に対してご提出させていただきました資料を改めてもう一度整理をし直したものが4ページ目です。名寄せ処理に当たりましては、①のところに記載しておりますが、1次名寄せ、2次名寄せ、及び、2次名寄せの第2段階目、そういうプログラムが完成した都度に、基礎年金番号につながっていない未統合記録を抽出しまして段階的に実施いたしました。

②にありますとおり、それぞれの段階で結びついた記録につきましては、前回までの処理で送付したものは除外して送付するという形で作業を進めてまいりました。

氏名補正分、この間、氏名がないために名寄せができないという記録について補正作業を並行して進めておりました。これらにつきましても、この未統合記録抽出のそれぞれのタイミングまでに補正が完了したものは名寄せプログラムに載せて確認をしていったということでございます。

この表の見方ですが、表頭のほうに、「未統合記録抽出」と書いてあります。第1回目、左上の隅ですが、10/25から10/30までの間に、いわゆる5,000万件の記録の抽出をいたしました。このうちに氏名補正分として、補正済みのものが232万件含まれておりました。この記録を左上の1と番号を振っておりますが、年金受給者通知分、1次名寄せ、11/2から12/10までの間の作業に、この未統合記録を使って名寄せ作業を行ったということです。そして、中段の未統合記録抽出、12/3から12/6の抽出の段

階では、備考欄、一番下に記載しておりますが、この段階でようやく第2次名寄せの第1段階プログラムが完成しておりましたので、この拡張された記録の名寄せプログラムに、その未統合記録をかけたということです。それで、網かけをしておりますが、1回目と2回目とで同じ方が名寄せでぶつかってくるわけですので、その方については通知対象から除外し、その網かけのない部分につきまして、新たに追加して通知を申し上げるという形で作業を進めてまいりました。この名寄せ作業、期間重複チェック、その後の磁気テープ作成まで含めてですが、下段に書いておりますが、2回目の場合は12/10から2/1まで、この作業にかかっております。下段は被保険者通知分です。

右側ですが、未統合記録抽出の3回目は、1/11から1/14に行いました。この時点で、いわゆる、524万件のうち518万件の補正が終了しておりましたので、補正後の新しく収録された名前に基づいてこの名寄せにかけたということでございます。この段階では、第2次名寄せ、いわゆる第2段階のあいまい名寄せの部分も完成しておりましたので、そのプログラムを使ったということです。重複は排除したということでございます。

右側がその結果です。右側の表の数値、通知数のところで、年金受給者分の小計300万件、300万人の方に通知を申し上げた。被保険者730万人、そして、それに結びついた記録数が右のほうに記載してあるものです。このうち、氏名補正分につきましては、点線の内でも再掲しておりますが、年金受給者については88万の記録、被保険者に対する通知として27万の記録が結びついたということでお知らせを出したということです。これがこれまでの名寄せ処理のプロセスでございます。

続きまして6ページをごらんいただきたいと思っております。「休日等における窓口装置の時間延長について」ということでございます。既にご説明申し上げましたように、相談体制拡充ということで、休日開庁等の努力をしてまいりました。相談対応をしていく上で、オンラインシステムを稼働させ、それを見ながらご相談に応じていくことが必要なわけでございます。できる限り、このオンラインシステムを稼働しようということできざまな対応を行いまして、4月から6月の間は休日のほとんどにおきましてオンラインシステムを稼働させた。平日20時までの稼働延長を行ってまいりました。

簡単にその例示を申しますと、20年5月の対応ですが、当初案、上の段では菱形、あるいは無印になっていた休日につきましても、下段の形でオンライン稼働をさせ、ご相談に応じてきたということです。この間、こういった形でオンラインシステムを稼働させるか、あるいは、別立てのコンピュータ・システムを設けて、この相談事業に応じていくか

ということも検討いたしました。現時点において、4月から6月、さまざまな検索機能を持ってありますオンラインシステムの稼働を実現するというニーズに対応してきたということでございます。

7ページ目です。(株)NTTデータに対する利子相当額の支払いについて、当委員会でご議論があり、ご質問がございました。1点目ですが、社会保険庁と(株)NTTデータの間で契約していたデータ通信サービス契約のうち、ソフトウェア利用料に係る契約に関して、平成17年10月に検査院から、ソフトウェア利用料のうちの利子相当額の算出方法が適切ではなく、将来に向かって是正改善していくべきだというご指摘を受けたところです。この是正改善の指摘を受けまして、社会保険庁としては、将来に向けて利子相当額の算定において適切な率を設定するような改善を行いました。

3点目ですが、一方、既に支払いましたソフトウェア利用料の取り扱いにつきましては、当該契約は法的な有効な契約と解するほかはないということでございます。この点につきまして、顧問弁護士に相談し、顧問弁護士からこういった見解をもらっております。NTTデータがこの契約によって国から既に支払いを受けた利子相当額は、有効な契約に基づく契約上の請求権の履行を受領したものである。国は不法行為、不当利得、その他の法理でその返還請求を求め得る性質のものではないという意見でございました。この意見を踏まえて返還請求は行わないということとしたところでございます。以上でございます。

【葛西委員長】 これでは資料説明は終わりですね。どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました資料に関して、あるいはそれ以外でも結構ですが、ご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひします。

【村岡委員】 それでは、何点かよろしいでしょうか。まず、現役の方に特別便を送られますよね。これは個人的な経験から申し上げますと、何が抜けているかどうかをさることながら、自分が幾らもらえるのだろうというところにまで当然、興味というか、質問が行くわけです。これを実際に窓口へ行ってQ&Aをやりますと、大体1時間から2時間かかります。要するに、現役の方は、細かなことまで知りたくなる傾向がありますので。そういう方がどれだけおられるか、それはやってみなければわからないわけですが、そういうことまで窓口で対応しますと、また窓口がパンクします。可能であれば、例えば、先ほど、各事業所で配付ということがありましたが、そういうことについては事業所である程度対応していただくとか、何かそういうことはできないのでしょうか。それまで社保庁の窓口で引き受けると、多分、相当大変なことになる可能性があるのではないのでしょうか。

現役の方は記録が抜けている、抜けていないだけでなく、年金についていろいろと興味があり、この機会だからと、当然、いろいろな質問を出される方があると思うので、それが全部ここへ来ると大変じゃないかなという気がします。それは、どう扱われるか、少しお考えいただいたほうが良いと思います。

それから、2点目は、資料の4の3ページについてです。まず回答はがきの内容をMTに入れますね。入れた結果が本当に正しく、元データにちゃんと反映されているかどうか。これ、資料の下の部分で、返っていくのが、どこから返っていくのかわかりませんが、MTから返っていくのだとすると、ひょっとするとデータベースに入っていないのではないかという懸念があります。その辺は、本来であれば、これはもうスムーズに流れるべき仕事であるからお任せすればいいのでしょうかけれども、相当きっちりチェックして、本当にデータベースにアップデートされているということを確認するような体制というか、仕組みをぜひお考えいただきたいと思います。そうしませんと、また、「実は……」ということだと大変なことになりますので、よろしくお願いします。

【葛西委員長】 今の点については、いかがですか。

【中野所長】 委託業者の側で、この入力磁気テープをつくるわけでございます。この段階では、入力業者に、ベリファイ入力（二度入力）をした上で私どものほうに納品をさせますので、そういう意味で、ミス防止は図れるとは思いますが、ご指摘のとおり、その段階でのミスということが絶対ないということはないと思います。その後、MTからデータベースの収録につきましては私どものほうで行いますが、当初の磁気テープへの入力の正確性のチェックについては、ご指摘の点も踏まえてよく我々もチェックするように努力したいと思います。

【葛西委員長】 第1点のほうは、回答は要らないですか。

【村岡委員】 特に回答は結構でございますけれども、ぜひ、その辺はお考えいただいたほうが安全だと思います。

【葛西委員長】 ほかに何かございましたら、どうぞ。

【磯村委員】 5つ、6つ、確認をしたいと思います。

まず資料の1の大きな紙があります。この資料1の大きな紙の3枚目、真ん中から下に記録の整備の項目が書いてあります。ちょうど真ん中の一番左側、「『今後解明を進める記録等』の解明・統合の推進」とありますが、本来ならば、その下に、ワンビシに保管を依頼してある1,365万件と言われる記録の取り扱いも、ここで記載されなければいけ

ないのだろうと思うのですが、その分が抜けているのではないかと思います。どうですか。

【鈴木企画課長】 ワンビシにつきましては、先生方のいろいろなご指摘、ご指導も受けまして並べかえの作業なり、データベースの構築、整理を進めておりますので、そういうことをきちんと盛り込むことについて検討して対処したいと思います。

【磯村委員】 はい。次回をお願いします。

それから、2つ目ですが、今度は資料の3のページ数で1と書いてあるところです。上から4行目に「年金手帳記号番号払出簿により漢字氏名を確認のうえ」と書いてあります。実は、この払出簿というのがあちらこちらに、ここでも二、三カ所出てくるのですが、この払出簿は、ここで使えば、もう御用済みになる性格のものでしょうか。それとも今後、いろいろな記録の照会場面で、人をかえ、時をかえして使わなければいけないものなのでしょうか。払出簿の今後の使われ方は、どの程度なのでしょうか。もし、これからも頻繁に使うのだということであれば、新しい機構へ移ってからも当然これが大事に使われなければいけないものなのではないでしょうか。今のうちからデータベース化しておかれたほうが何かと便利なのではないかと思うのです。その辺、今日でなくても、次回以降で結構ですので、この払出簿が本当に今後いろいろな人が使わなければいけないものだったらデータベース化してみようというのか、そうではなく1回限りのものだったらそれでいい、どちらなのか、その辺をお教えいただきたいと思います。次回で結構です。

【鈴木企画課長】 今、お話しできる限りにおいて御説明し、次回も含めてきちんとさせていただきます。もちろん、今後、どういう作業が必要かということを見通さないときちんとしたお答えにはなりません、かなりの頻度、集中的に使うのは、例の524万件と、この150万件で大体終わるのではないかと思います。しかし、もちろん、それで払出簿がすべて役割を終えたわけではありませんで、いろいろな記録の統合、照会、突き合わせ作業も含めて出番がございます。したがって、今、先生がおっしゃったデータベース化については、そういうことも踏まえてきちんと検討していくべき課題だと思っております。

【磯村委員】 ありがとうございます。

それから、同じページ、ちょうど真ん中辺、2の(1)住基ネットによる調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、その次、「5年以内の死亡者」を特定というのがございます。この5年以内の死亡者を特定するということは、逆に言いますと、5年超の死亡者は特定の対象にしないということですね。この理由は、年金の請求権の時

効の問題から5年超は特定しないということに起因しているのでしょうか。

【鈴木企画課長】 この5年につきましては、実は、住基ネットワークに全国一律で入っておりますのが5年以内の死亡者に限られております。そういう事情でございます。

【磯村委員】 ああ、そうですか、請求権の時効とは関係ないのですね。

【鈴木企画課長】 関係ございません。

【磯村委員】 ということは、住基ネットはたまたま5年以内のものが照合できるから照合しているのであって、本来は5年超の死亡者も当然、念頭に置いてこれからいろいろな作業を進めなければいけないわけですね。

【鈴木企画課長】 さようでございます。

【磯村委員】 請求権の時効というのは、一応、運用で解決すると、遺族年金もその対象に入っていると考えるとよろしいですね。

【鈴木企画課長】 はい、結構です。

【磯村委員】 はい、わかりました。ありがとうございました。

次は、同じく資料3の11ページをお願いいたします。真ん中から下、1,466万件についての「お知らせの送付時期等」の2つ目の○、「送付数約70万件」と書いてあります。1,466万件のうち、何らかの格好で可能性の高い記録が見つかった対象件数が70万件だということなのですが、では、残りの約1390数万件は、一体これからどう処理なさるおつもりなのですか。

【鈴木企画課長】 当然、これで終わるわけではありません。ただ、この記録は非常に古い方の記録ですので、一定程度、解析作業をしてみなければならぬと思っております。ただ、相当程度、死亡していらっしゃる方の記録がある。しかし、もちろん、残り全部が死亡していらっしゃるとは限りませんので、そのあたりは今後の解析作業に委ねる必要があると思っております。

【磯村委員】 その解析の手法は今、どんなイメージを持っていらっしゃいますか。

【鈴木企画課長】 まだ今ちょっと詳細までお答えできるものを持ち合わせておりませんが、基本的には、死亡した方の記録、あるいは、脱退手当金、その他一時金の記録といったような、5,000万件でやったような作業、あれほど厳密ではございませんが、ああいうものやってみて、これは基本的に記録に結びつく必要がないものだという特定作業はできるのだと思っております。そういうことで、それ以外のものについて、さらにほかの台帳を見たり、いろいろな作業をしたりして結びつけられるものがどれだけあ

るかということ、これまた検討していく必要があるだろうということです。

【磯村委員】 なるほど。基本的には5,000万件の中の解明を要する資料の解明手順と、おそらくほぼ同じ手順がもう一遍必要なのでしょうね。

【鈴木企画課長】 規模や精査度合いはともかくとして、道のりとしては、大まかに言えばそういうことになるのではないかと思います。

【磯村委員】 はい、わかりました。それはまた近々、具体的な案が出てくるわけですね。

それから、今度は資料の4の2ページ、標準報酬の遡及改訂の件でございます。下から3行目ぐらいに、「職員による誘導があったか否かは個別の事案の事実関係を調べることが必要である」とあります。お調べになりますか。

【松岡医療保険課長】 ご指摘の事案につきましては、この職員に対して、どうだったかというのを話を聞いているところでございます。ただ、なかなか、当時のことについて本人の記憶の問題ですのでかなり難しい点があるという状況にあるということです。

【磯村委員】 本人の記憶とはどういうことですか。

【松岡医療保険課長】 その職員に対しても、当時の状況がどうであったかということを知る必要がありますけれども、昔の記憶の問題ですので、なかなか難しい点があるという状況だと考えております。

【磯村委員】 これは、2つの観点から、もうちょっと克明な調査をお願いしたいと思います。1つは、仮にこういう誘導をやったとすると、公務員としてはいかがかなという側面が1つございます。もう1つは、こういうことで標準報酬が改訂されていたのを知らなかった被保険者は、それなりの、被害というのは大げさですが、受給額の減少につながるわけです。そういう2つの観点から、もう少し克明な調査をお願いしたいと思います。現実問題としては、おそらく、この標準報酬の改訂の届出書が年間400万件か、各社会保険事務所にファイルして残っていると思うんです。それらについてサンプリング調査をなさるといことはお考えになりませんか。端的に言いますと、滞納分との突き合わせで、ある程度、見当がつくのではないのでしょうか。

【松岡医療保険課長】 過去のデータをサンプリングするということになりますと、それはシステム開発をするなり、過去のデータと突き合わせたりするという、かなり膨大な作業が必要になります。それから、実際に、個々にどうであったかということは、仮に記録を抽出したとしても、抽出した後、事実関係を1つ1つ調べていかなければいけません。

それはかなり膨大な作業になり、膨大な人員とコストがかかるということになりますので、そういった作業についてはかなり困難ではないかというふうに考えております。

【磯村委員】 ということは、全くおやりにならないということですか。

【松岡医療保険課長】 我々として今、やろうとしておりますのは、現在、あつせん事案があつた17件について基本的に、個別に調べていくということと、申出がありました事案、160件ございましたが、それについて、その状況について調べていくと、そういった個別具体的なものを調べていくということをしていかざるを得ないのかなと考えております。

【磯村委員】 17件と、その関連以外、当該事業所の対象従業員以外のものはおやりにならないということですか。

【松岡医療保険課長】 我々としては、かなり膨大な作業を伴うものでございますので。

【磯村委員】 いえ、おやりになるか、ならないかを伺います。

【松岡医療保険課長】 そこは非常に困難ではないかと考えております。

【磯村委員】 困難かどうかはやってみないとわからないと思うんですが、まず、滞納の解消分、これは比較的簡単に、事業所リストから出ますよね。

【松岡医療保険課長】 延滞した事業所というのは、これはどうであったかというのは過去の処分表に出たりしているのですが、その記録の保存の期限などがあります。

【磯村委員】 事業所ファイルから出るでしょうか？

【松岡医療保険課長】 ただ、その滞納のところも、正直言って記録を取り出すことについてはかなり難しい点がございます。かなり膨大な作業を伴うものになりますので、そういう形でデータを抽出して調査をすることについては困難ではないかと考えております。

【磯村委員】 そうですか。かなり膨大な作業を伴うから困難だというのは、社会保険庁全体としてのお答えということよろしいですか。

【松岡医療保険課長】 そういうことで、我々として現段階では考えているところでございます。

【磯村委員】 わかりました。ありがとうございます。以上でございます。

【石井運営部長】 今の点について補足をさせていただきたいと思えます。全くはなからやりたくないということで、シャッターをおろしているわけではありません。

【磯村委員】 おやりになるか、ならないかだけお教えいただければ、それで結構です。

【石井運営部長】 まずは、医療保険課長のほうから若干申し上げましたが、我々自身

は、できることはやっていきたいというふうに思っています。そういうことで、第三者委員会によってあっせんされた16件、これは若干、今、増えておりまして、それも対象にしていかなければいけない。もう1つ、あっせんというところまでは至らないけれども、手前の申立てということで扱われているものがあるわけです、1つ手前のステップのところ。それが1月の下旬時点で、あっせんの対象になった事案とほぼ、外形的には類似しているということで、取り出すと、それが160件ということで、これはまだあっせんの対象になるかどうかわからないのですけれども、手前の段階のものであれ、そういうふうに見えるものですから、ここは私どもも、いわば、第三者委員会の判断を待つことなく、進んで、その内容がどうであるかということの内容的なチェックをし、やはり、これはあっせん対象事案と内容的に同じではないかというものについては、同様に1件、1件、事案についての精査をしようと、こういうスタンスでおります。

160件というケースの多寡、これをどう評価するかということもございしますが、1つは、100件を超えるということであれば、もちろん母数は非常に大きいわけですが、そうした事象のある部分を、いわば取り出してみるという意味において、サンプル的な意味も持ってくるのではないだろうか。中身の精査、どういうものが浮かび上がってくるかということにもよりますが、私どもは、それをサンプルというふうには申し上げませんが、結果として関係者の皆様方がご期待なさっているような、そのようなものが出てくる可能性もなくはないのではないかとこのふうな気持ちを持っております。そういう意味で、位置づけとしては、16プラス1に続くものとして、この160件というものをきちっと扱っていかうというふうに考えております。

年間400万件にのぼります訂正の事象、これを母数にして、何らかの方法で、まさにサンプル的に、そこからピックアップして調査する、そういう調査方法があることを私どもは全く無意味だというふうには思っておりません。それはそれで一定の意味があるのだらうと思うのですが、課長のほうからも申し上げましたように、一定の条件を立てて、それになうものをピックアップして、そしてその中身1つ1つが本当に、職員による一定のアクションがなされたものであるかどうかで精査しなければいけない。サンプルということで取り出す場合の数も、条件の立て方によりますが、母数が400万とかいう数字で大変多いので、数万、数十万という規模になるだらうと。そこから、それとても外形的な抽出にすぎないのですが、本当に怪しげなものを取り出すとすると、これは1件、1件の精査が必要なので、その過程で必要になる、いわばマンパワー、これが膨大であると同時に、その前提と

なる作業に必要なプログラムの開発などにも、時間もかかるし、お金もかかる。

一方で、現在、まさにこういう形で年金記録問題の作業に我々、全力を傾けて取りかかっているわけです。実は、健康保険、あるいは厚生年金の担当部署の職員も、例えば、相談体制のほうにかなり応援ということで回しております。今、回っているのは、ぎりぎり、徴収の部門で、それもかなり必要最低限の体制で動いているというのが、大変、恐縮ですが、実際です。そういう意味で、体制的には、今の問題に対応するというでかなり力をそちらのほうに振り向けている状況で、そこへそのような非常にボリュームのある作業を、同時並行だということを持ち込むことはきわめて難しい。下手をしますと、今やっている記録問題そのものにいろいろなマイナスの影響を及ぼすのではないかとということですから、まずは、先ほど申しあげましたように、今、目の前にある16件プラスαと160件、これをきちっとやるということだと考えているところでございます。

【磯村委員】 そのようなお考えであれば、外部に調査をお願いするしかないでしょうね。

【岩瀬委員】 2点ほどお聞きしたいと思います。特別便を5月末までに送付完了したということですが、今後は当然、受け取った人が社会保険事務所等に相談に行くわけです。いろいろ聞いてみますと、社会保険庁にある記録がきちんと印字されないで特別便が送られているケースが結構あるようです。とりわけ、公務員だった方、あるいは国鉄の職員だった方の共済の年金については、昭和31年7月以降は記録に載っているけれども、31年6月以前は記録から落ちているケースや、落ちていてもそれが備考欄に載っているケースがあって、受け取った人は相当混乱している。なおかつ、問い合わせをしても社保庁の事務所ではきちんと対応できなくて、「共済組合のほうで聞いてくれ」と言われて、共済組合の電話がパンクするような状態が続いているようです。これはなぜこういうことが起こったのかということと、社会保険庁のほうで、あるいは、社会保険事務所のウィンドウ・マシンを操作すれば、仮に落ちていたとしても落ちていた記録を印字できる仕組みにはなっているようなのですが、その操作ができる職員がほとんどいないようなのです。なぜそういうことになっているのか、ちょっと教えていただけますか。もし、そういう事実を把握されていないのであれば、至急に改善をしていただきたいのですが、その点はいかがでしょう。

【鈴木企画課長】 共済記録につきまして、これは、端的に申し上げますと、例の年金の一元化ができて、事務もしっかり一元化できればなくなる問題なのですが、残念ながら、

今、部分的にしか私ども、共済のデータをいただいております。そこで、こういうことが基本的に生じてしまうというのはもうご指摘のとおりです。私ども、共済の所管省庁なり事業体と、そこは連絡をとって、なるべく国民の方に迷惑がかからないような相談対処をしようということで始めたわけですが、やはり、今ご指摘のような形で、共済ではなければわからない部分もございますので、そこをご紹介すると共済がパンクしてしまうということが現に起きているというのは承知しております。

【岩瀬委員】 済みません、僕の質問が悪かったのですが、とりわけ問題になっているのは国鉄共済のケースです。国鉄共済に関しては全部、記録が社会保険庁に行っているはずなのですが、それがきちんとねんきん特別便に印字されていない。実際、僕は例を1つ持っています。頼まれて、委任状を持って調べにいったのですが、社会保険事務所では印字が漏れているということをお分かっていないようなのです。しかし共済組合に聞いてみると、そういうケースが非常に数があって、かなり現場は混乱しているのではないかといいことだったので、なぜこういうことになってしまったのか。記録はもう既に全部社会保険庁に行っているはずなのに、それが印字されていない。

今回、5月末までに完了したケースの中にもこういうケースがかなりあるのではないかと思います。受け取った人が不安になって、社会保険事務所に行ったときにきちんとそこで完結できるように、できたら改善いただけないかということです。

【鈴木企画課長】 そういうケースがあること自体は私どもも把握しておりますが、それがどの程度大規模なのか、今、ちょっと先生のご指摘を受けて、そんなに大規模なのかというふうに改めて思いましたので、これは実態を把握させていただいて、きちんと対処できるものは対処したいと思います。

【岩瀬委員】 多分、社会保険事務所でそういうデータはとっていないと思いますが、これも伝聞ですけれども、国鉄共済のほうでは、電話がパンクして大変だと。確かに、僕も電話したら、かなりかかりにくかったです。そういうことがありますので、ぜひとも原因を解明していただきたいと思います。

【鈴木企画課長】 原因のほうからきちんとやっていきたいと思います。

【岩瀬委員】 お願いします。

もう1点、資料4についてお聞きしたいと思います。4ページの名寄せ処理のプロセスに関して、これはこれでわかりましたが、もう1つ、追加でご質問をしました。それは、今日に間に合っていないというならばいいのですが、次回でも、その辺について教えてい

ただけますか。もうちょっと細かい分類に従って、何件ヒットしたのか。そもそも、それをこの監視委員会でも質問しまして、コンピュータと突合したと考えてもらっていいというふうな回答をいただいておりますが、仄聞するには、オンラインの記録と当てていないという話もありますので、その部分をご回答いただきたい。当ててなければ当ててないで理由があるのでしょうか、その理由を説明していただければいいわけですが、当てているのであれば、ちょっと教えていただけないですか。当てているか、当てていないかというのは、「未統合記録の全体像」として社会保険庁が示された、死亡が判明した者等の記録とか、脱退手当金受給等による新たな給付に結びつかないと考えられる記録、資料の中ではグリーンで色分けされていた部分だったと思います。その突合のプロセスを教えていただけないかと思います。以上です。

【中野所長】 今、ご質問があった点でございます。まず、1点目の、この4ページのプロセスの、中間段階のそれぞれについてということですが、記録数については、コンピュータ処理の途中経過における数値のすべてについて把握しているわけではない状況で、最終的に精査をし、この表の右側にあるような形で実際お送りする、通知する、記録するという形で整理しておりますので、中間段階の集計というのはお示するのが困難ということです。

それから、もう1点の、5,000万件の名寄せの、未統合記録の全体像という資料がございました。5,000万件の記録のうち、名寄せでヒットしたものが4ページの右下隅にある1,172万件。これが名寄せで結びつく可能性があるという状況で、それ以外のものについての状況を分析したものをお示ししているわけですが、あれは、名寄せでぶつからなかったものについて、それはどういう記録なのかということさらにご本人を探す、持ち主の方を探し出すために中身の解析を行った作業でございますので、お尋ねの、このヒットしたものについての中身という分類は行っておりません。そこは、ちょっとお答えができないということでございます。

【岩瀬委員】 この全体像に書かれている、死亡が判明したものの記録等に関して、これはコンピュータ上で突き合わせはしているわけですか。それとも、もうあらかじめこれは判明しているのだからといって対象から外した上で突き合わせをしているのか。それを名寄せと言うのか、言わないのかという定義の問題はあると思いますが、5,000万件からここを外した上で突き合わせをしたのか、それを教えてください。

【中野所長】 はい。4ページの資料でございますが、3回、未統合記録の抽出を行い

ましたと申し上げました。これは、その都度、そのタイミングで基礎年金番号に統合されていない記録という形で抜いてまいります。したがって、これは5,000万件、その中には脱退手当金の受給などにより受給に結びつかない記録、あるいは、死亡された方等もある記録が入っておりました。それをすべてこの名寄せプログラムに入れまして、現存の方の基礎年金番号の記録と突き合わせをして持ち主を探したということでございます。

【岩瀬委員】 わかりました。

【住田委員】 資料2の7ページに今回、年金額仮計算の表がありました。直接これに関する質問ではないのですが、再裁定申出書がついていたので、これに絡んでちょっとお尋ねしたいと思います。まず、裁定をして申出をしなかったら消滅時効にかかるのかどうかということについて、以前もお聞きしたかと思いますが、公式見解をいただきたいということです。

それから、2つ目は、このような裁定申出がない限りは職権では訂正することはないのかということです。以前もお尋ねしたかと思いますが、記録の整備、管理が国の義務としてあった場合、その任務懈怠があったとすれば、みずからが職権訂正するという場合があってもよろしいかと思うのですが、すべて、このような申出がない限りは動かないのか。それとも、この申出書というのはそういう類のものではなくて、単に、職権で訂正するときの職権発動を促すための申立てにすぎないのかという法的な意味合いをお尋ねしたいと思います。

それから、ちょっとそこから外れますが、今回の5,000万件のうち、2月、3月、4月と月ごとに今、統合済み件数が上がってきたということで、それは非常に喜ばしいと思いますが、今後の見通しとして、どこら辺まで行かれると思っておられるのか。難しい問題だろうと思うのですが、ここまできたら是とすべきだと思っておられるのか、そのあたりの見通し、今後の見込みも含めて、今現在の感じで結構ですので、コメントをいただければと思います。

その次ですが、この委員会が始まった最初の頃にも申し上げたのですが、今回、この年金記録問題を解決する際に、後世の歴史に耐え得るような形で、費用対効果を考えていただきたいと、これは私の個人の意見として申し上げました。今回、いろいろな外注とか、調査をしますという形で人手をかけておられるわけです。それから、あろうことか、ねんきん特別便の間違いがあって、もう一遍送り直したりといろいろな費用がかかっているわけです。そのあたりは全部、年金財源から賄われているのか、一般財源から来ているのか。

以前、「建物を売りましたので、それを充てました」などとおっしゃっていましたが、結局その費用負担はどこにかかってくるかということ、やはり国民のほうに明らかにしていく必要があると思います。今日でなくても結構ですので、今、この費用がどのくらいかかって、今後どのようにかかる見込みがあるかということも、ざっとで結構ですから、いただきたいと思います。

それに絡んで、今日の資料の一番最後のNTTデータの利子相当額についてコメントしたいと思います。過去にかかわった方がこのような結論を出されるのは、私としては、そうだろうと思います。これはセカンドオピニオン、サードオピニオン、とっておられているのかなど。有効性に関して言えば、多分有効なのかもしれません。しかし、これは、民間会社だったら、このようにNTTデータが利子を要求してきた、もしくは、売り主側として一番都合がいいものを持ちかけてきたときに、乗せられてこのような契約を結んだ担当者はだれだと言いたくなるわけです。それで、会計検査院が、ほかの役所ではこんなことをやっていないのに、ここでやっているからおかしいという形で目をつけて、こういう是正改善処置要求というような意見がついてきたということで、これはまさに民間会社ではあり得ないコスト意識に対する認識の甘さだろうと思いますし、NTTデータが、お役所相手だからこれで行っても大丈夫だろうという形でやってきたのだろうと私は思うわけです。ですから、今後、官から民という形の、民営化で一番重要なのは、こういうコスト意識をきちっと持っていただいて、このような問題が二度と起こらないようにということだけを一言申し上げておきます。以上です。

【鈴木企画課長】 3点ほどございましたが、1点目の仮計算書の下の申出書との絡みで、申出をしないと再裁定できないのかというご質問ですが、現行法制上は、申出をしないと再裁定はできないという仕組みになっております。

時効との関係ですが、もともとは、年金の基本権そのものは、いわゆる時効に属せしめられる権利ではないのだということですが、ただ、毎月毎月発生する支分権については、会計法の規定で5年にかかるというのが従前の整理でございました。昨年の議員立法によりましてそれが撤廃されたということですが、そこら辺の法的関係は、基本的には今も変わっていないということがございます。したがって、職権でこういったものにつきまして、一義的に私どもがやってしまうということについては、やはり法制的な整理は必要なのではないかと思っております。

2点目の、どこまで行かれるのかという、非常に難しいご質問ですが、これは、申し上

げられるとよいのですが、現在、この解明作業は、特別便の作業も含めまして、まさに現在進行形でございます。まだやっていない工程の部分もありまして、果たしてそれでどこまで行くのかというのは、今の段階でこうだというふうに申し上げる状況には、残念ながら至っておりません。このところは、ある意味、国民の皆さん方が、ここまでやればいいのではないかと考えていただくのがどの程度なのかということにもなりますので、非常に抽象的なお答えで恐縮ですけれども、今、申し上げられるのはそういうことではないかと思っております。

【葛西委員長】 今の話なのですけれども、やっている側で、これまでの時間をかけて、これだけの作業をやって、どこまで行かれるかというのはやってみないとわからないというのは言われるとおりでと思うんですが、本当はコストパフォーマンスを考えて、年金の掛け金にせよ、税金にせよ、国民の負担になる話ですから、ここまで来ればよしとするという方針をどこかで出さなければいけないという覚悟は決めておいてもらったほうがいいのではないかと思います。問題をどんどん細かくして、最後の1人までと言え、これはもう膨大な金と時間がかかって、最後にはできないということになるわけなので、この時点かで、やはり、政府として、これはこうなんだという結論を出すのでないこれは終わらないと思うんです。それをだれが出すのかというのは、それはやはりここにいる人たちが出すというよりは、もっと、内閣なら内閣とか、大臣のレベルで出すべきだと思います。そうしないと、ミクロから攻める議論と、マクロから重点的・戦略的・効率的に作業を進めていって、どの辺で大体やるべきことはやったというふうに判断するかという議論とは、常に交わることのない平行線になるのではないのでしょうか。

私たちは、今、計画している工程表があるわけで、その工程表で、スタートしてからこれまでのところは順調に進んできたと見ているのか、それとも、予想以上に難しく、予想よりは結果はよくないというふうに見ているのかをお聞きしたい。

これまでのところは順調に行っていると考えていいのですか。

【坂野長官】 工程表にお示しをしたスケジュールは何とか守れたということだと思います。やすやすと終わったということでは全くございません。いわば、薄氷を踏む思いで何とかスケジュールにはおさめたと。したがって、その途中で、既にご指摘がありました。いろいろなミスが発生したり、管理の瑕疵が発生したり、私どもが想定していなかったようなトラブルも発生いたしました。そういう意味では、本当に、やっとなんかできたというのが今のレベルだと思います。これからさらに大きな負荷がかかってまいります。相当、

私ども、胸をドキドキさせながら作業をやらざるを得ない状況であると思っております。

それから、もう1点は、あるレベルまで来たときに、これで記録問題については一定の成果ができた、そういう指標みたいなものをつくって、そういう指標が達成できれば、記録問題としては、あとは通常ベースの仕事の中でというふうにはできないかというお話だと思いますが、今の時点で、社会保険庁がここまでやればもういいのですということを申し上げる段階にはまだないと思います。

【葛西委員長】 それはそうでしょう。

【坂野長官】 やはり、やれるだけのことをやるということが、私どもとしては、まず課せられた課題であるというふうに思っております。ただ、それこそ、10年も20年もかけて、このような大作業を続けていくということは当然考えられないわけでございますので、ある一定期間、経過したときには、それなりの平常ベースの中で、あとは記録の補正が必要ならば補正をしていく、そのような形にしなければいけない。しかし、それはもう少し作業をさせていただいて見極めをさせていただきたいというのが私どもの気持ちでございます。

【葛西委員長】 それはそのとおりでしょうね。作業をするに当たっては、やはり的中率の高い、効率性の高いところから重点的に押していくというやり方をするのが物事の常識なんですよね。悪いほうから、難しいほうから問題を解いていく、これはあらゆる場合の常識に反するわけなので、常識に従ってやっていったらいいと思います。ただ、難しいほうには全く手をつけないという形にはしないというのが先ほどからのお答えの趣旨だと思うので、それはそれでいいと思うのですが、そちらに余り精力を取られて、重要な、効率性のいい部分で時間を失うというのは、作戦としては下手な作戦になると思うので、これは私の個人的な見解ですが、そこはやはり頭の中に入れておいていただきたいと思いません。

もう1つ、今ここで何%まで行けばいいのだという方針を明確にする必要は全くないと思います。ただし、どこかで責任ある人が、こうなんだということを言わなければいけないのだという覚悟は決めておかないといけないと思います。

【大宅委員長代理】 やれることは何でもやる、やれるところまでやるという感じですが、それは、社保庁の職員とか、歴代の長官とか、みんなでお金を出してやってくださるのならそれは全然構わないのですけれども、「もう1回、郵便を送り直します」とか、「返事が来ない人にはがきをもう1回出します」とあっさり決めて、どのぐらいのお金がかか

っているかというのは国民には見えていないです。国民は、「そんなにかかって、これから先、どのくらいの人があるの努力をしたおかげで回復してよくなるのかというのが、余りにも少ないのであれば、それはもうちょっとむだじゃないですか、私たちの税金、または年金なのだから」というふうに反応する可能性は大なのです。でも、今は、「何しろひどかったのだから、ちゃんとやるだけはやってよね」というところで、そのお金の使い方に関して文句は出たりしないけれども、私は、この前に伺った郵送費を、3,400万通×100円と考えただけでゾッとするわけです。

今、葛西さんがおっしゃったように、プライオリティというよりは、入念照会というのもそうなんですけれども、作業を行って、「ああ、そうだった」と思い出した方がいるのはとてもいいことなのですけれども、それをずっとやっていったら大変です。やはり、幾つかの選択肢みたいなものを出して、このぐらいまでやるとこれぐらい費用がかかって、このぐらいの人が助かりますというようなことを提示されたほうがいいのではないかと思います。

【坂野長官】 先ほどもお話がございましたので、これまで追加しました記録問題に関する費用、まだ決算が出ているわけではございませんが、ある程度、わかる範囲ではお示しをしたい。ただ、今後につきましては、どこまでお示しできるか、まだちょっと私も自信がありませんが、お示しできるものがあればお示ししたい。それから、コストと効果を考え、国民にその実態を明らかにすべきではないかというお話でございます。おっしゃるとおりだと思います。私どもとしても、今年度予算の要求に際しては国会で、どういうことについて幾ら要求をするということも申し上げ、昨年度予算の補正に際しても、その内訳を申し上げて、こういうことでこれだけかかるということは既に明らかにしているわけでございます。今後の取り組みについては、今後の予算編成過程の中で、また、どれくらいのコストがかかるか、そういうことについても明らかにして要求をし、国会でも、また、皆様方にもご説明しなければならぬと、そのように思っております。今日はその辺までのお答えにさせていただきたいと思っております。

【村岡委員】 そちらには専門家がたくさんそろっていらっしゃるからもうおわかりでしょうけれども、先ほどの磯村さんもおっしゃったことも含めて、わからないことを推定するときに、統計という非常にパワフルな道具があるわけです。そういう技術を駆使して、今、いろいろな方がおっしゃった話は少なくとも、相当定量的に評価できるのではないかと思います。

【葛西委員長】 ほぼ時間になりましたが、どうですか。それでは、今日はどうもありがとうございました。予定の時間が参りましたので、これで終わりたいと思います。

(社会保険庁退室)

【葛西委員長】 本日の議事はこれで終了させていただきます。次回は7月4日の14時から開催いたします。本日は御多用のところ、ありがとうございました。

以 上